

利息制限法等改正に伴う A T M ご利用手数料のお知らせ

大分県信用組合では、利息制限法等の改正に伴い、平成 2 2 年 6 月 1 8 日（金）より「総合口座貸越」及び「カードローン」のお取引での A T M ご利用手数料を下記のとおり一部引下げております。

この度、平成 2 6 年 3 月 5 日（水）公布の政令第五十一号により、平成 2 6 年 4 月 1 日（火）から利息制限法施行令が一部改正されることとなりましたので、それに伴い A T M ご利用手数料を下記のとおり改正いたします。

記

1. 当組合キャッシュカードを提携金融機関でご利用の場合 ＜対象お取引と引下げ後の A T M 利用手数料＞

対象お取引	お取引金額	引下げ後の A T M 利用手数料	
		改正前	改正後
カードローン、 総合口座貸越の お借入またはご返済	1 万円以下	1 0 5 円を超える場合は 1 0 5 円へ引下げ	1 0 8 円を超える場合は 1 0 8 円へ引下げ
	1 万円超	2 1 0 円を超える場合は 2 1 0 円へ引下げ	2 1 6 円を超える場合は 2 1 6 円へ引下げ

※ 提携金融機関でお取引される場合、A T M 画面や利用明細に表示されるお客様の A T M 手数料と、実際にお客様にご負担いただく A T M 手数料とが相違する場合がございます。これは、利息制限法の改正により、一定金額を超える A T M 利用手数料が利息とみなされるようになったための対応であり、提携金融機関に支払う手数料の一部を当組合が負担しているためです。

2. 提携金融機関キャッシュカードを当組合 A T M でご利用の場合

利息制限法等の改正対応は、金融機関によって異なります。提携金融機関のご都合により、お取引内容によっては、ご利用明細に記載される A T M 利用手数料が、お客様が負担される A T M 利用手数料と異なる場合、もしくはご利用いただけない場合がございます。詳しくは、口座をお持ちの金融機関までお問い合わせください。

以上



街へ暮らしへ気持ちいっぱい
大分県信用組合